

第 16 号議案

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部改正について

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定等をしたいため、この案を提出するものである。

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

豊後大野市道路占用料徴収条例（平成 17 年豊後大野市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項ただし書の場合において、料金が特に多額であるとき、又はその他の理由により一時に全額を徴収することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、次年度以降分に限り、これを年 2 回に分割して徴収することができる。

附則別表中「令第 7 条第 1 号」を「道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)第 7 条第 1 号」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部第 1 種電柱の項中「610」を「600」に改め、同部第 2 種電柱の項中「940」を「920」に改め、同部第 3 種電柱の項中「1,300」を「1,200」に改め、同部第 1 種電話柱の項中「550」を「540」に改め、同部第 2 種電話柱の項中「880」を「860」に改め、同部その他の柱類の項中「55」を「54」に改め、同部路上に設ける変圧器の項中「540」を「530」に改め、同部地下に設ける変圧器の項中「330」を「320」に改め、同部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「460」を「450」に改め、同部広告塔の項中「590」を「550」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の部外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの項中「33」を「32」に改め、同部外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの項中「49」を「48」に改め、同部外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの項中「66」を「64」に改め、同部外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの項中「99」を「97」に改め、同部外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの項中「330」を「320」に改め、同部外径が 1 メートル以上のもの項中「660」を「640」に改め、同表中

880	を	860	に、	Aに0.005を乗じて得た額	を
550		540		Aに0.008を乗じて得た額	
330		320		Aに0.01を乗じて得た額	
				300	
				180	
				1,100	
				6	
				59	

Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
270
160
1,100
5
55

に、「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下

59
590
880
6
59
6
59
590
300
1,100
59
110
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

「令」という。）」を「令」に、

を

55
550
860
5
55
5
55
550
270
1,100
55
110
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額

に、

令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額

を

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	に
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可等に係る占用料から適用し、同日前の占用の許可等に係る占用料については、なお従前の例による。